

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 3805
17年11月17日(金)
・Fax 095-828-1953

労使協調では職場は守れない

おはようございます。

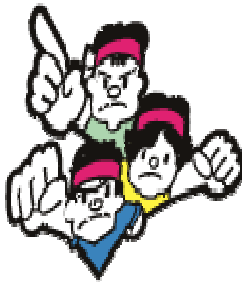
長崎市民の重要な交通手段である長崎バス。長崎市だけでなく西彼杵半島まで路線網を展開していて、2014年には東長崎地区にも進出し、県営バスとしての姿を削っている。

この長崎バスだが、元々は旧総評系と旧同盟系の組合があり、ストライキは日常茶飯事だった。しかし、2つの組合が統一して労使協調路線の「長崎バス私交通労働組合」が誕生してからは労働者より会社を優先する為、だんだん職場の状況は悪くなっていく。

2015年12月、この職場の状況を打破するために新たな労働組合長崎バスユニオンが誕生し、長崎地区労にも加盟する。職場でストに入り、少数派でも労働者のためにたたかう長崎バスユニオンは我々と共通するものがある。今回は長崎バスユニオンの会報を転

載の形で紹介したいと思えます。

桜の里支部組合員4名（長バスさくら労組より加入した1名含む）に対して前例のない不当な懲戒処分と前例のない不当な転勤異動を会社側が通告してきたために、バスユニオンは、強行すれば違法な組織攻撃とみなす。撤回するか、一旦停止して継続協議するよう」と要求してきました。しかし会社側から9月27日の団交以降、スト回避へ向けた誠実な回答も協議の連絡もないまま、不当な懲戒処分と転勤異動が発令され、バスユニオンはやむなくスト突入に至りました。



バスユニオンは公共交通という社会的使命を鑑み、ぎりぎりまでスト回避へ向け、「一旦停止し、協議するよう」と妥協点を会社側に提案してきました。しかし、会社側は聞く耳を持たず、公共交通という社会的使命を放棄しバスユニオンへの違法な組織攻撃を選択したのです。会社側のこの暴挙を絶対許すわけにはいきません。バスの乗務員は早

朝から深夜までの勤務形態の中で退勤から翌日出勤までの時間が8時間足らずのものもあります。そのため、睡眠時間の確保など安全輸送を確保するために、自宅からの近隣地などへ希望し配属されてきたのが慣例です。今回会社側の暴挙は、バスユニオン組合員4名に対して、就業規則55条を適用し、通常転勤だとして、現在の出勤場所から何倍も遠い遠隔地へ前例のない転勤異動を命じました。

バスユニオンは会社側に對し、前例のない不当な転勤により睡眠時間は更に制約され睡眠不足により乗客の安全が守れないと強く反対しました。会社側は多くの乗客の命を預かる社会的使命を軽視しバスユニオンへの違法な組織攻撃に奔走しているのです。この懲戒処分と転勤異動を認めれば、組合籍関係なく、通常異動だとして全乗務員に今後適用してくるのは明らかです。

(中略)

9月21日と27日の団交でバスユニオンは組合員4人及び被害者の聴取資料の提出を求めたが、会社側は「内部資料は出せない」と不誠実な応え、バスユニオンは「双方の聴取資料を

見なければ判断できない」と強く抗議、また「組合員同士の言動だけで過去、処分及び強制転勤はない、あるとすれば前例を出してこれ」との追及に会社側は「これから調べる」とこれまで不誠実、前例も調べず組合員を出勤停止5日から7日という加減なことをするのかとのバスユニオンの反発に、会社側は「時代の流れ」だとか「初めての試みである」とか全くいい加減である。いまいな回答である。



長崎バス経営陣は良識のかけらもなく、判断を誤り違法行為の連発、労働委員会では長崎県の和解を拒否して、さらなる少数組合を敵視した違法な処分と強制移動を強行するなど、昨年の管理責任を問われたアルコール替え玉事件に続き、またもや長崎バスを窮地に追い込もうとしている。長崎バスユニオンが会社に何をしたらいいのか、アルコール検査替え玉事件や過去1年間のアルコール未検査12名の未処分者、そして乗務中の携帯電話事案など

バスユニオンの組合員には一人の該当者もなく、組合員はみんなまじめに仕事をしているではないか。会社側はバスユニオン組合員のちよつとした言葉のやり取りにコンプライアンス違反だなんだと大げさに強調し、懲戒処分だと言ってくるがその根源は会社側が車両配分で組合差別した事に原因がある。会社側が犯しているコンプライアンス違反（労働基準法違反、改善基準違反等の法令違反）の数々はどう責任をとるのかと問いたい。



私たちバスユニオンは全乗務員が安全輸送と安心して働けるように、支援共闘会議と共に全面対決で会社側の横暴を社会的に糾弾していきます。そしてその責任は違法な組合差別や組織攻撃を繰り返す会社側に全責任があるのです。組合員のみならず最後まで一致団結し、明るく笑顔で闘いを前進させましょう。

2017年10月2日

長崎バスユニオン

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と正社員を区別せず、均等待遇を。

めざせ、均等待遇を。

なくその差別!

ユニオンは労使法裁判に勝利するぞ!